

横浜市個人情報保護審議会規則（平成12年規則第105号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○横浜市個人情報保護審議会規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年4月28日 規則第105号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第58条の3の規定に基づき、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○横浜市個人情報保護審議会規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年4月28日 規則第105号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第 号）第11条の規定に基づき、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>